

## 原油価格の上昇等により経営の安定に支障が生じている中小企業者(特定中小企業者)の認定について

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定(ロ)に基づく特定中小企業者認定要領)

国の規定に基づく特定中小企業者として市町村長又は特別区長が認定すると、信用保証協会の信用保証を受ける際に特例保険が適用され、通常の融資とは別枠での保証を行う国の制度があります。

### 1. 認定基準

国が指定する業種で事業を営み、原油価格の上昇により経営の安定に支障が生じている中小企業者で下記の全てに該当する方。

なお、堺市で認定できる方は、堺市内に登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地がある法人、堺市内に事業実体のある事業所の所在地がある個人事業主の方です。

※ 営んでおられる業種がどのような業種に属されるかは「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」の『細分類』でご確認ください。

国が指定する業種は、指定期間ごとに定められます。営んでおられる業種が認定申請時に指定業種に該当していることを確認してください。

「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」と「当認定の指定業種」は中小企業庁のホームページでご覧いただけます。

#### 【営んでいる事業が、単一または全てが指定業種の方】・・・申請様式5(ロー①)をご利用ください。

- (1) 原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇している方。(原油等の仕入単価の上昇率)
- (2) 売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上を占めている方。(原油等への依存率)
- (3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている方。(価格転嫁の状況)

#### 【複数の業種を営んでおり、主たる業種が指定業種の方】・・・申請様式5(ロー②)をご利用ください。

- (1) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇している方。(原油等の仕入単価の上昇率)
- (2) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上を占めている方。(原油等への依存率)
- (3) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている方。(価格転嫁の状況)

#### 【上記以外の方で、一つ以上の指定業種を営んでおられる方】・・・申請様式5(ロー③)をご利用ください。

- (1) 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇している方。(原油等の仕入単価の上昇率)
- (2) 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格の割合が20%以上を占めている方。(原油等への依存率)
- (3) 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている方。(価格転嫁の状況)
- (4) 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている方。(企業全体に係る価格転嫁の状況)

※「原油等」とは、原油及び石油製品(揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油(重油)及び石油ガス(液化したものを含む))を指します。

認定申請者の類型		必要となる売上・仕入等	申請書
単一事業者 (1つの細分類業種に属する事業のみを行っている方)		企業全体の売上・仕入等	5(ロー①)
兼業者 (2以上の細分類業種に属する事業を行っている方)	全て指定業種に属する事業を営んでいることを確認できる事が必要です。	企業全体の売上・仕入等	5(ロー①)
	どの業種が主たる業種であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる事が必要です。	主たる業種及び企業全体の売上・仕入等	5(ロー②)
	1以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる事が必要です。	指定業種及び企業全体の売上・仕入等	5(ロー③)

## 2. 認定申請手続

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(2枚セット)」、「売上等明細表」に必要事項をそれぞれ記入、押印し、下記の必要書類を添付して堺市産業振興局商工労働部ものづくり支援課中小企業支援担当へ提出してください。(申請の際、念のため実印を併せてお持ちください。)

### 添付書類

法 人	個 人
① 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ② 履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの)	① 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ② 現住所が堺市外の場合、堺市内の事業所 所在地の確認できるもの
① 申請書及び売上等明細表に記入された売上高や仕入額等の確認ができるもの ※原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(仕入帳、売上台帳、試算表など) ※認定を受けようとする業種以外の業種に属する事業を営んでいる場合は、それぞれの売上 高・仕入額等の内訳の確認できるものが必要となります。	
② 業種の確認できるもの (取り扱っている製品・サービス等が確認できる書類)	
③ 許認可証(必要な業種の場合のみ)	
④ 委任状(取引のある金融機関の方が代理手続きされる場合)	

※ 添付書類については確認後、ご希望により原本はお返しいたします。(取得していただいた印鑑証明書等は融資申込みの際に必要となりますので、それをご利用ください。)

認定申請書は1枚目を堺市の控えとし、2枚目(市長押印箇所のあるもの)を認定書として発行いたします。

土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)は認定書の申請受付及び発行はできませんのでご注意ください。

認定書発行日を含めて30日以内(認定書の有効期間)に、ご希望の金融機関に認定書をご持参のうえ、融資及び保証申込をしてください。

詳しくは、お取引のある金融機関や大阪信用保証協会へお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

堺市産業振興局商工労働部ものづくり支援課 中小企業支援担当  
堺市北区長曾根町183番地5(公益財団法人堺市産業振興センター内)  
電話 072-255-8484 FAX 072-255-5162